

1 いじめ問題の基本認識について

- いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりうる。
- いじめは、重大な人権侵害であり、人間として絶対に許されない。
- いじめは、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。

2 いじめ問題の基本姿勢について

- 「いじめは心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」ことについて、児童が十分に理解できるように、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度を育てる。
- 教職員自らの人権感覚を磨き、人権侵害を見抜く力を高める。
- いじめられている児童には非はないという認識に立ち、被害児童を守りぬく。
- いじめの未然防止のための開発的・予防的生徒指導（積極的生徒指導）の充実を図る。
- いじめの早期発見・早期対応に向けて迅速かつ組織的に取り組む。

3 いじめの未然防止の取組について

- すべての児童が自己有用感や充実感を感じ、安心・安全でストレスレスな学校生活を送ることができることを基本とする。
- 誰もが多様性を尊重し、お互いに個性を生かしながら、共に支え合っていく学校づくりを進める。
- 自他の人権について学び、理解を深める学習を推進し、人権尊重や差別解消への意欲、実践力を高める。
- アンケート Q・U を活かしたより良い学級集団づくりを進める。
- 居場所づくりや絆づくりをキーワードに魅力ある学校づくりを進める。
- 日々の学校生活の改善、特に授業改善（わかる授業づくり）を重視する。
- 学園教育の視点から、地域、保護者との連携、異学年の交流、体験的な活動等を授業に取り入れる。
- 11月をいじめ防止啓発月間とし、小中の児童会、生徒会がタイアップして啓発活動を計画し、地域、保護者と連携して実践にあたる。
- 児童がインターネット等を介して誹謗中傷の類をやりとりすることがないように、学年や実態に即した情報モラル・セキュリティ教育を推進する。
- 特別な支援や配慮が必要な児童について、特性に応じた支援や理解教育を行う。
- 特別な教科道徳を充実させ、いじめを許さない心情を育てる。

4 いじめの早期発見及びいじめへの対処について

- 日頃から、児童との好ましい人間関係づくり、保護者との連携強化に努める。
- いじめ問題への対応は、常に「組織的」に行い、報告・連絡・相談・確認・再確認を徹底する。
- ①意識化（児童の些細な変化に気づくこと）②組織化（気づいた情報を確実に共有すること）③行動化（情報に基づき速やかに対応すること）。
- 6月、11月、2月をいじめ対応強化月とし、アンケートQU（6月、11月）、児童および保護者へのアンケートとその結果を基にした教育相談を実施して、いじめの早期発見に努める。
- アンケートに、ネットいじめに関する質問項目を設け、ネット通信を通して行われるいじめについても早期発見に努める。
- 外部の相談機関からの情報活用（松江市いじめ相談電話ホットライン等）。
- いじめが発見された場合の対処の手順（問題の解消まで）を明確にする（裏面「いじめ対応の基本的な流れ」参照）。
- 被害児童及びその保護者への対応については、不安や恐怖等の心理的な面に十分に配慮し、徹底して守り抜く立場で事態解決にあたる。
- 加害児童の保護者への対応については、全職員で共通認識のもと、加害児童の指導にあたる。
- 問題（いじめ）の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではなく、児童の人格

の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になるという考えで動く。
また、その後の経過についても、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと、いじめに係る行為がないことを見守る。

5 重大事態への対応について

- 「重大事態」と判断した場合は、速やかに市教委と連携し、必要な対応を図る。
- 加害児童に対する指導において、学校だけで十分な教育上の効果を上げることが困難と考えられる場合や犯罪行為として取り扱われると認められる場合は、関係諸機関（警察署や児童相談所等）に相談するなど連携を密に図り対処する。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な助言・支援を求める。

6 地域や家庭との連携について

- 地域や保護者の代表が、いじめに関わる学校の諸活動に参画できるよう、PTA 役員会、学校運営協議会、学園教育推進会議等の活用を図る。
- いじめ防止対策推進法や学校いじめ防止基本方針の周知を図り、学校の取組に協力を得られるようにする。
- いじめ防止の啓発活動に加え、学校内外の相談窓口の紹介や救済制度等の広報にも取り組む。

7 年間計画の作成について

- いじめ防止に係る教職員の研修や、保護者や地域との連携した取組を年間計画に効果的に位置づけるようにする。
- スクールカウンセラー等による「人間関係づくり」の取組を教育課程に位置付ける等、いじめ防止の取組をプログラム化する。
- 年間計画の取組が PDCA サイクルにより、現在の学校の実態や課題に則した、より実効性の高いものになるようにする。

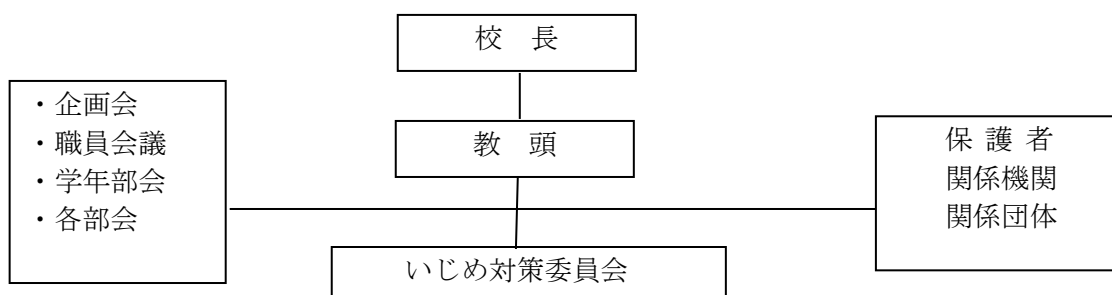
8 いじめ防止等の対策のための組織および評価について

- 「いじめ対策委員会」を設置し、基本方針の作成、見直し、年間指導計画の作成、調査結果、報告等の情報の整理・分析、いじめが疑われる案件の事実確認・判断、要配慮児童への支援方針等について定期的に協議する。また、いじめを認知した場合には、外部関係機関等の協力も得て、早期の問題解決をめざす。

※いじめ対策委員会の構成メンバー

校内：校長・教頭・生徒指導主任・教育相談コーディネーター・養護教諭・人権教育担当・スクールカウンセラー・関係教職員（加害児童の担任・被害児童の担任・授業担当教職員）

外部：PTA会長、学園教育推進会議会長、公民館長



- 「いじめ問題への学校の取組振り返りシート」等を活用し、いじめ問題に関わる本校の対応を自己評価し、改善充実を図る。
- 学校評価にいじめ防止のための取組の達成状況について評価する項目を設け、そこでの評価を受けて、取組の改善を図る。